

地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含む リゾート施設整備への一層の協力を求める意見書

石垣市では市民の健康増進、次世代の人材育成、余暇活動の充実、並びに観光面でも強力なコンテンツとして一日も早いゴルフ場を含むリゾート施設の整備が、多くの市民や経済関係団体から求められています。また、アフターコロナの本市の経済の起爆剤としてもその重要性はますます高まっており、沖縄県と協力し、地域未来投資促進法を活用した同施設の整備を目指しています。

昨年（令和２年）本市は沖縄県と共に地域未来投資促進法にかかる国の基本方針に基づき、基本計画を策定し国に提出、９月２５日に同意されました。

現在、市による土地利用調整計画の策定作業が進められており、その後は事業者による地域経済牽引事業計画の策定が行われます。

土地利用調整計画にあたっては、市は国の地域未来投資促進法ガイドラインや同法農林水産省農村振興局長通知に基づき取り組んでいるが、県では土地調整にあたっての農振除外手続きについては農振法をふまえた考えを持っており、沖縄県と本市との間に認識のズレが見られ、調整作業がスムーズに進んでいない状況が見受けられます。

もとより、基本計画の策定は本市と沖縄県の共同での策定であり、本市地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化するために歩調を合わせ、同じ姿勢で連携する必要があります。

よって本市議会は、沖縄県におかれましては同法や同意された基本計画の目的を鑑み、ゴルフ場を含むリゾート施設整備の早期の実現にむけ、本市に対し、より一層のご協力をいただけますよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 15 日

石 垣 市 議 会

宛先 沖縄県知事、沖縄県議会議長